監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成30年2月2日

 神奈川県監査委員
 村
 上
 英
 嗣

 同
 高
 岡
 香

 同
 太
 田
 眞
 晴

 同
 未
 正
 明

 同
 大
 村
 博

1 措置の対象となった監査の結果

平成29年5月16日(神奈川県公報号外第28号)神奈川県監査委員公表第4号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた6団体のうち教育委員会分1団体

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<財政的援助団体等>

監査実施 団 体 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法	平成28年12月	(不適切事項)	
人横浜YM	28日(平成28	支出事務において、次	不適切事項の支出事務につい
CA	年10月26日及	のとおり誤りがあった。	ては、次のとおり措置した。
	び同月27日職	1 同一事業者に発注し	1 やまびこ棟分の支払不足に
	員調査)	た異なる2つの宿泊棟	ついては、三浦ふれあいの村
		に係る浄化槽沈殿槽閉	の経理担当者が内容を確認し
		塞及び汚泥清掃料(し	ないまま、業者から提出され
		おさい棟163,080円、や	た請求書に基づき支出手続を
		まびこ棟186,840円)の	行ってしまったことによるも
		支払に当たり、しおさ	のである。
		い棟分の支払後、やま	今後は、このようなことが
		びこ棟分として支払う	ないよう、三浦ふれあいの村
		べき請求について、公	職員及び公益財団法人横浜Y
		益財団法人横浜YMC	MCA本部職員に、監査の結
		A本部が、しおさい棟	果を伝達するとともに、会計
		分の金額及び業務内容	に対する意識の向上を図るこ
		が請求書に記載されて	とにより、適正な事務執行に
		いたことを看過し、そ	努めることとした。
		のまま支払ったため、	県は、今後の適正な事務執
		やまびこ棟分について	行について、指導した。
		は23,760円が支払不足	2 産業廃棄物収集運搬処分委
		であった。	託料に係る支払不足について
		2 産業廃棄物収集運搬	は、三浦ふれあいの村の経理

処分委託料(税抜単価 60円/kg)の支払に理り、の支払に理に対して り、産業をステクの大きなのでででである。 ではなれた実である。事まではいかからはより記載したのでででである。 は、200kgとを看している。 は、12,960円(税込のは、12,960円(税込のであった。 担当者が内容を確認しないまま、業者から提出された請求書に基づき支出手続を行ってしまったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、三浦ふれあいの村職員及び公益財団法人横浜YMCA本部職員に、監査の結果を伝達するとともに、会計に対する意識の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

県は、今後の適正な事務執 行について、指導した。